

改正	2006年12月13日	2007年10月24日
	2008年1月16日	2008年11月12日
	2010年10月13日	2013年9月11日
	2016年2月10日	2016年11月9日
	2019年4月10日	2023年1月18日
	2023年9月13日	2024年9月11日

第1条 この内規は、私学研修福祉会の国内研修費及び学術情報部学術研究支援課の研究助成に関する事項を定める。

第2条 この内規に定める研究助成の種類とその選考は次のとおりとする。

国内研究助成A（国内研修員）
国内研究助成B（研究所専従研究員）
研究助成金（研究所兼担研究員）
研究奨励金（研究所兼担研究員）
出版補助
学術研究振興資金補助

2 第1項の選考については、学術情報部主任会が行い、評議会の議を経て学長が決定する。

第3条 国内研究助成A（国内研修員）

私学研修福祉会が募集する国内研修員（内地留学）候補者として推薦し決定した者に研究助成を行う。

- (1) 資格 助成金交付時に満2年以上在職している満63歳未満の本学専任教員
- (2) 期間 私学研修福祉会が定める期間
- (3) 人員 年間1名
- (4) 研究期間中に交付される助成金
私学研修福祉会が定める研修費を基準とする。

- (5) その他 本条に定めのない事項については同志社女子大学の研究所の研究員に関する内規第9条から第13条の規定を適用する。

第4条 国内研究助成B（研究所専従研究員）

同志社女子大学の研究所の研究員に関する内規の定めにより専従研究員になった者に、助成金を交付する。

- (1) 資格 助成金交付時に満1年以上在職している満63歳未満の本学専任教員
- (2) 期間 原則として6か月又は1か年
- (3) 人員 年間2名
- (4) 助成金額

250,000円（6か月）、500,000円（1か年）を限度として交付する。

第5条 研究助成金（研究所兼担研究員）

研究助成金については以下のとおりとする。

- (1) 資格 助成金交付時に満1年以上在職している満64歳未満の本学専任教員及び任期付教員（任用期間最終年度は除く）
なお、第3号(ア)及び(イ)の助成金に同時に応募することはできない。
- (2) 応募期間 研究助成金の交付を希望する者は、所定の研究計画調書を整えて別に定める期日までに所属長を経て学術情報部長に提出する。
- (3) 研究助成金種類
(ア) 個人研究

1件につき500,000円を限度として、毎年度23件以内の研究（リサイタル、演奏会等の芸術研

究を含む) に対し交付する。助成期間は1 か年とする。

なお、リサイタル、演奏会等の開催を目的として本助成金が交付され、開催後に利益が生じた場合、交付された助成金額を上限として学術情報部学術研究支援課に返金すること。

(イ) 共同研究

1 件につき1,500,000円を限度として、毎年度4 件以内の研究に対し交付する。助成期間は1 か年とする。

共同研究に対する応募資格は第1 号に規定するもののほか以下のとおりとする。

- i 研究代表者は専任教員とする。
- ii 同じ研究室・部門に所属する専任教員及び任期付教員（任用期間最終年度は除く）で応募する場合は、専任教員が2 名以上であること。

第6 条 研究奨励金（研究所兼任研究員）

科学研究費助成事業応募者に対する研究奨励金については以下のとおりとする。なお、この科学研究費助成事業対象奨励金は前条の研究助成金との併願はできない。

- (1) 名称 科学研究費助成事業対象奨励金
- (2) 資格 奨励金交付時に満1 年以上在職している満64歳未満の本学専任教員及び任期付教員（任用期間最終年度は除く）で当該年度科学研究費助成事業に代表者として応募し、採択されなかった者のうち審査結果Aランクと明記されているもの。ただし、科学研究費助成事業の対象種目は、基盤研究（S・A・B・C）及び若手研究とする。また、研究奨励金の研究課題は科学研究費助成事業に応募したものと同一の課題名とする。
- (3) 応募期間 科学研究費助成事業の審査結果開示後15日間以内に研究計画調書を所属長を経て学術情報部長に提出する。
- (4) 奨励金額 1 件につき1,000,000円交付する。ただし、年間予算総額は5,000,000円とする。採択件数に基づく奨励金額の合計が年間予算総額を超過する場合には、1 件につき年間予算総額を採択件数で除した金額（千円未満切り捨て）を交付する。

第7 条 出版補助

当該年度内に出版可能なもので、本学において行われた研究・教育成果であり、本学の研究・教育に資すると判断されるものについて出版補助を行う。当該出版補助は図書（単著に限る）だけでなくCD及びDVD等も対象とする。

- (1) 名称 出版補助
- (2) 資格 補助金交付時に満1 年以上在職している本学専任教員
- (3) 応募期間 補助金の交付を希望する者は、所定の交付願を整えて別に定める期日までに所属長を経て学術情報部長に提出する。
- (4) 補助金額 1 件につき1,000,000円を限度として交付し、年間予算総額を3,000,000円とする。採択件数に基づく補助金額の合計が年間予算総額を超過する場合には、減額の対応をする。減額は、3,000,000円を採択された全ての応募に係る補助金額の合計で除すことにより得られた数値を各々の応募に係る補助金額に乗ずることにより行う（千円未満切り捨て）。ただし、出版補助については、交付願に記載された当初計画に変更がある場合、学術情報部学術研究支援課と事前に協議を行うこと。その事由によっては、補助しないこともある。また、科学研究費助成事業の研究成果公開促進費（学術図書）に応募し、採択された場合は補助しない。

なお、出版補助の対象となった図書（CD及びDVD等を含む）には、本学より出版補助を受けた旨を明記すること。

第8 条 学術研究振興資金補助

日本私立学校振興・共済事業団の学術研究振興資金採択者に対する補助金については以下のとおりとする。

- (1) 資格 補助金交付時に満1 年以上在職している満64歳未満の本学専任教員及び任期付教員（任用期間最終年度は除く）で当該年度学術研究振興資金に代表者として応募し、採択された者。
- (2) 応募期間 補助金の交付を希望する者は、採択結果開示後30日間以内に研究計画調書を所属長を経て学術情報部長に提出する。
- (3) 補助金額 日本私立学校振興・共済事業団の定める上限額以内。

第9 条 研究経費の使用内訳

採用された研究助成において、助成対象となっている研究以外での研究経費の支出は認められない。

2 第4条から第6条の研究助成において、旅費交通費が研究費総額の20%を超えることはできない。ただし、研究遂行上、旅費交通費が研究費総額の20%を超える場合、当該研究助成の応募にあたり研究計画調書に詳細かつ明確に用途理由を記入すること。また、当該研究助成においては研究成果等の発表を行わない学会参加のための旅費交通費は支出できない。

3 第4条から第6条の研究助成において、旅費交通費以外の費目が研究費総額の90%を超える場合、当該研究助成の応募にあたり研究計画調書に詳細かつ明確に用途理由を記入すること。

4 第5条及び第6条の研究助成の使用については、教員個人研究費取扱要領を準用する。

第10条 この内規に関する事務は、学術情報部学術研究支援課が行う。

第11条 この内規の改廃は、学術情報部主任会、常任委員会及び評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この内規は、2024年10月1日から施行し、2025年度研究助成受領者から適用する。